

交通共済発第 2 号
令和 2 年 4 月 10 日
一部改正 令和 2 年 9 月 1 日
一部改正 令和 2 年 11 月 25 日
一部改正 令和 3 年 2 月 17 日
一部改正 令和 3 年 4 月 16 日
一部改正 令和 3 年 7 月 26 日
一部改正 令和 3 年 10 月 18 日

組 合 員 各 位

東京ハイヤー・タクシー交通共済協同組合
理事長 川 村 泰 利

新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について
(期間延長 6 回)

標記について、令和 2 年 3 月 31 日付けで関東運輸局自動車交通部長より一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会長あてに発せられた通達を受けて、当組合においても別紙申請書により、関係書類の提出を求め確認した上で、自賠償保険の解約時と同様な扱いとし、端数日を除いた一ヶ月以上の空白期間（車検切れ、抹消登録）が生じた場合には、対人共済掛金をそれぞれの空白期間に応じて月単位で返金することとします。

今般、当該通達が一部改正（期間延長 6 回）されたことにより、臨時休車制度の期間を現行の令和 3 年 12 月 31 日から令和 4 年 3 月 31 日まで 3 ヶ月間延長するとともに、臨時休車車両の復活期限は令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日までとなります。

なお、申請時期については、休車（抹消）状態から走行可能となった時点以降とし、その申請内容を確認する必要があることから、途中復活した場合を除き、原則として、令和 4 年 4 月 1 日以降の返金となりますので、あらかじめご了承ください。

附 則（令和 2 年 9 月 1 日交通共済発第 49 号）

- 1 この通達は、令和 2 年 9 月 1 日から適用する。
- 2 返金申請については、原則として令和 3 年 3 月 31 日までとする。

附 則（令和 2 年 11 月 25 日交通共済発第 70 号）

- 1 この通達は、令和 3 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 返金申請については、原則として令和 3 年 6 月 30 日までとする。

附 則（令和 3 年 2 月 17 日交通共済発第 90 号）

- 1 この通達は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

2 返金申請については、原則として令和3年9月30日までとする。

附 則（令和3年4月16日交通共済発第4号）

1 この通達は、令和3年7月1日から適用する。

2 返金申請については、原則として令和3年12月31日までとする。

附 則（令和3年7月26日交通共済発第31号）

1 この通達は、令和3年10月1日から適用する。

2 返金申請については、原則として令和4年3月31日までとする。

附 則（令和3年10月18日交通共済発第59号）

1 この通達は、令和4年1月1日から適用する。

2 返金申請については、原則として令和4年6月30日までとする。

令和 年 月 日

東京ハイヤー・タクシー交通共済協同組合
理事長 川村 泰利 殿

支部名
所在地
会社名
代表者
電話

支部

印

休車特例措置に伴う対人共済掛金返金申請書

上記の対人共済掛金の返金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、休車期間等については、運輸支局に届け出（FAXも可）を行い、下表及び添付書類のとおり内容に相違ありません。

いずれかに○を付して下さい。

番号	登録番号 (ナンバー)	休車期間(運行できない期間) 年 月 日～年 月 日	タクシー・ハイヤーの別	抹消・車検切れの別
1		～	タクシー ハイヤー	抹消 車検切れ
2		～	タクシー ハイヤー	抹消 車検切れ
3		～	タクシー ハイヤー	抹消 車検切れ
4		～	タクシー ハイヤー	抹消 車検切れ
5		～	タクシー ハイヤー	抹消 車検切れ
6		～	タクシー ハイヤー	抹消 車検切れ
7		～	タクシー ハイヤー	抹消 車検切れ
8		～	タクシー ハイヤー	抹消 車検切れ
9		～	タクシー ハイヤー	抹消 車検切れ
10		～	タクシー ハイヤー	抹消 車検切れ

【添付書類】

1. 臨時休車報告書（運輸局に届出（FAXも可）したもの）
2. 抹消の場合には運輸支局等で発行される抹消登録証明書及び新規登録を受けた自動車検査証
3. 車検切れの場合には車検切れ状態の自動車検査証及び継続検査を受けた有効な自動車検査証
(いずれの書類もコピーで可)